

令和8年7月1日
子ども・若者部
保育認定・調整課

区内認証保育所における補助金の不正受給について

1 主旨

令和8年4月24日の子ども・若者施策推進特別委員会で途中経過を報告した区内の認証保育所における補助金の不正受給について、区の調査が完了し、全容が明らかとなった。職員への未支給分について支給させるとともに、不正受給分について区へ返還させることを決定したので、報告する。

2 事業所名等

- (1)事業所名 ねいろ保育園
- (2)所在地 世田谷区弦巻4丁目7番15号
- (3)種 別 認証保育所B型
- (4)設置者 林 佳子
- (5)定 員 19名

3 調査結果

(1)賃金改善の未支給分等について

賃金台帳等の書類を確認した結果、令和2年度から令和7年度に交付した当該施設の職員の賃金改善を目的とする補助金について、職員へ実際に支給されていない金額が約510万円(20人分)、補助要件を満たしていない金額が70万円(3人分)あることが判明した。

【職員への未支給額】

- ・世田谷区認証保育所運営費補助金(処遇改善事業加算) 約236万円
- ・世田谷区保育士等キャリアアップ補助金 172万円
- ・世田谷区保育士等処遇改善助成金 102万円

【補助要件を満たしていない金額】

- ・世田谷区保育士等処遇改善助成金 70万円

(2)職員配置の問題について

賃金台帳等の確認の結果、常勤有資格者として報告されていた職員3名の勤務時間が常勤基準に満たないことが判明した。このため、令和4年度から令和7年度までの一部期間(33か月間)において、必要な常勤有資格者数を満たしていないにもかかわらず、実態と異なる職員名簿により運営費補助金の交付を受けていたことを確認した。

4 設置者への対応

(1)賃金改善の未支給分等への対応

①職員への追加支給

職員に支給されていなかった約510万円については、設置者により、そのうち約486万円分(19人分)が追加支給された。なお、追加支給が適切に実施されたことを確認するため、支給を受けた職員本人から受領書を徴取し、区への写しの提出を求めている。

②交付決定の取消し

職員への支給に至らなかった24万円(1人分)及び世田谷区保育士等処遇改善助成金における補助要件を満たしていない70万円(3人分)については、交付決定を取り消し、返還を求めた。また、補助金返還後、違約加算金(補助金の受領日から返還日までの日数に応じて年10.95%の割合で算定する。以下同じ)を請求する。

(2)運営費補助金の不正受給への対応

必要な常勤有資格者数を満たしていなかった期間に係る運営費補助金について、交付決定の一部(約2,066万円)を取り消し、返還を求めた。返還の回数や時期等については、設置者と協議の上決定する。また、補助金返還後に違約加算金を算定し請求する。

(3)改善状況報告書の提出

今回の補助金不正受給に関する改善状況報告書の提出を求め、今後の再発防止策の確実な実施について指導するとともに、その改善状況について、立入調査等において確認していく。

5 再発防止に向けた区の実践

(1)賃金改善の未支給を防ぐ取組み

①事業者への周知

令和8年6月18日に開催した認証保育所事務連絡会において、各施設の法人担当者及び施設長に対して、本件の状況を説明し、補助事業の適正な実施について改めて周知した。

また、補助金の支給対象や支給方法等を分かりやすく整理したチラシを作成し、区ホームページに掲載するとともに、各施設を通じて職員へ確実に配付するよう依頼した。

②認証保育所の職員向けの周知

職員からの補助金の未支給等に関する相談を受け付ける専用窓口を区に設置した。相談内容に応じて事業者へ確認し、指導するなど、適切に対応する体制を整備した。

(2)運営費補助金の不正受給を防ぐ取組み

区ホームページにおいて、事業者及び職員向けに認証保育所の配置基準や算定方法の分かりやすい解説を掲載する。

また、各施設に対して、自園の職員配置体制や基準適合状況を施設内に掲示するよう求め、職員が自ら確認できる環境を整備する。掲示の状況は立入調査において確認し、適正な運用の徹底を図る。